

## I. 計画策定の趣旨

**本**町は、平成18年に赤池町、金田町、方城町の3町が合併して発足したことに合わせ、第1次福智町総合計画を平成19年9月に策定し、総合的かつ計画的な方針を定め、諸施策を展開してきました。この間、全国的な少子高齢化の進行や社会保障制度の変化、高度情報化社会の急激な進歩、価値観の変化、ライフスタイルの多様化、世界的な規模の経済情勢の変化や環境問題等、本町を取り巻く状況も大きく変化しています。

平成27年10月に策定した「人口ビジョン」および「総合戦略」は、地方創生と人口減少克服に向けた新しい人の流れづくりに特化したものです。「第2次福智町総合計画」は、このような社会情勢の変化を踏まえながら、町民のみなさんとの協働と広域的な連携を軸に、様々な課題を克服し、豊かな地域づくりを進め、心豊かに誰もが夢を描けるまちをめざし、今後10年間の総合的なまちづくりの指針となる計画として策定しました。

## 第1次 福智町総合計画

2007年度(平成19年度)～2016年度(平成28年度)

## 第2次 福智町総合計画

2017年度(平成29年度)～2026年度(平成38年度)

- 総合的なまちづくりの指針となる計画
- 本町の住み良さを向上し、満足感・幸福感を感じられるまちの実現をめざすもの

整合

整合

## 人口ビジョン

人口ビジョンは、将来人口のめざす方向性、本町における目標人口を定めたもの  
(期間:2015年-2060年)

## 総合戦略

総合戦略は、目標人口を実現するための戦略を定めたもの  
(期間:2015年-2020年)

## 個別計画

各担当課が国や関係機関等の指針に沿って定めるもの

行財政関連

防災・環境関連

教育・人権関連

福祉・保健関連

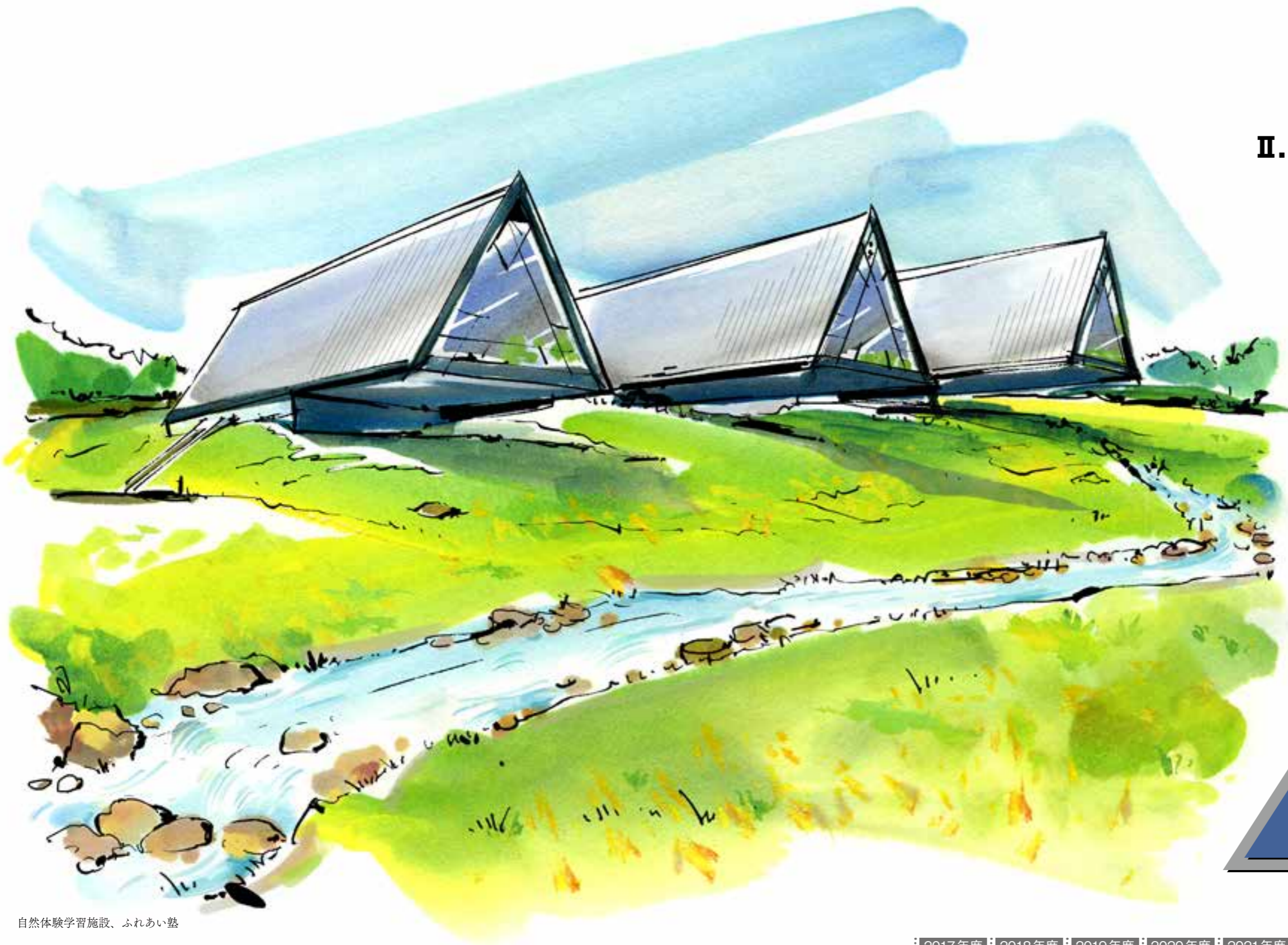
産業・観光関連

地域・情報関連



彦山川、中元寺川合流点

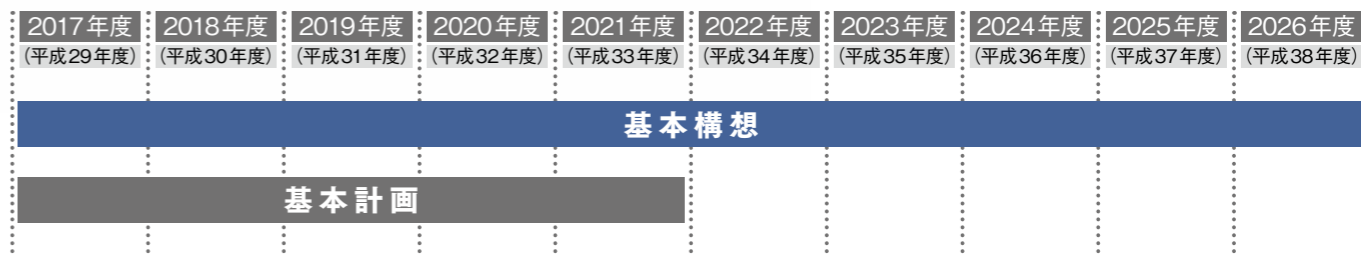
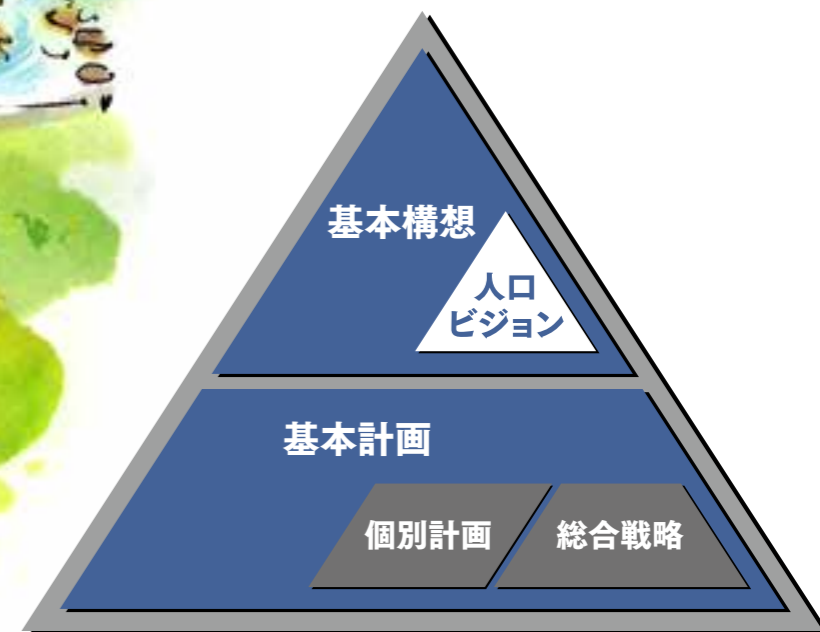




自然体験学習施設、ふれあい塾

## Ⅱ. 計画の構成期間

**第2次** 福智町総合計画は、町の目指す将来像および施策の大綱等を示した「基本構想」と、構想を実現するための施策を体系化し、総合的かつ計画的な町政運営の指針となる「基本計画」とで構成します。「基本構想」は、計画期間を2017年度(平成29年度)から2026年度(平成38年度)の10年間とし、「基本計画」は、基本構想期間の前期に相応する2017年度(平成29年度)から2021年度(平成33年度)の5年間とします。





## I. 位置・地勢

**福** 智町は、福岡県の中央部に位置し、総面積は42.06km<sup>2</sup>で、直方市・北九州市香春町・田川市・糸田町・飯塚市と隣接し、福岡・北九州市の両政令指定都市の中心からそれぞれ約45km、約35kmの距離にあります。町の中央部で彦山川と中元寺川が合流し、北部へ貫流。北東部にある標高901mの福智山は、北九州国定公園に指定されており、西部にある日王山等に囲まれた小盆地となっています。

## II. 自然

**町** のシンボルとして親しまれている福智山の美しい稜線は、今も昔も故郷の原風景として人々の心に焼き付いてきました。かつて最澄や空海も山頂で祈願したと伝えられ、今では年間数万人の登山客が訪れています。

山頂に鷹取城の石垣が残る鷹取山(620m)。1046年に長谷川吉武が築城したと伝わる鷹取城は、江戸時代に豊前から筑前の所有となり、後に黒田武士のモデルとなる母里太兵衛も城主をつとめました。

北九州国定公園・上野峡からの清らかな流れは、麓の恵みの源となっています。その象徴とも言える落差25mの瀑布「白糸の滝」。かつて、松尾芭蕉の高弟・志太野被が、絶景の感動を句に残したことで知られています。

福智山の中腹に立つ一本桜「虎尾桜」は、樹齢600年以上。希少種エドヒガンで県内では最大最古。枯死寸前から復活した物語でも知られ、日本の名桜100選に選ばれています。

藤寺と呼ばれる定禅寺の庭園を覆う迎接の藤(県指定文化財)は、樹齢500年以上の大藤で、古くから多くの人々に愛されてきました。

福智修験を物語る岩壁に刻まれた県指定文化財の梵字曼荼羅。その岩屋権現の境内に立つ大杉(県指定文化財)は、九州にはほとんどない実生の大杉で、郷土の風土と共に、今なお成長を続けています。



樹齢500年以上の迎接の藤





天空の城、鷹取城跡

## Ⅲ. 文化

**本**町には縄文時代からの出土品や伊方古墳（県指定文化財）をはじめとする遺跡が残され、先人たちが生きてきた歴史を物語っています。特に222もの横穴墓を残す城山横穴群（国指定史跡）の規模と密集度は全国屈指で、郷土史をぬりかえる貴重な出土品も発掘されました。

足利尊氏ゆかりの古刹・興国寺は、当時、足利尊氏・直義兄弟が全国に定めた安国寺の随一として位置付けられた由緒ある寺。境内には、尊氏の隠れ穴や戦運を占った墨染桜が残され、多くの寺宝が文化財に指定されています。開山の無隠元晦は、元の国に渡って修行した高僧で、京都五山の上である南禅寺の住職も務めました。無隠元晦を讃えた元の国の書は国宝に指定され、その座像は県指定文化財となっています。

国指定伝統的工芸品「上野焼」は、1602年に豊前小倉藩主で利休七哲の大名茶人・細川忠興が、上野の地に李朝陶工・尊楷を招いて開窯させたのが始まりとされています。徳川將軍家茶道指南役の小堀遠州ゆかりの「遠州七窯」の一つとして伝えられ、洗練された趣を残しながら、400年以上の歴史を重ねています。

江戸時代からの歴史を継ぐ稲荷神社の奉納獅子楽は、厳かな神事と勇壮華麗な山笠に彩られます。夜は「山笠競演会」が開かれ、会場は光の渦と熱気に包まれます。

近代では、炭都・筑豊の一角を担い、三菱や明治といった大鉱山を有し、金田には活気に満ちた商店街が形成されました。その往時の姿を残すマクセル赤レンガ記念館は、国の登録文化財、近代化産業遺産に指定されています。

大正3年12月15日に発生した三菱方城炭鉱のガス炭塵爆発「方城大非常」は670人以上の犠牲者を出した日本最大の炭鉱災害でした。その時、親を亡くした孤児たちのために、炭鉱長屋で具材を持ち寄って振舞われたのが「すいとん」です。町の風土を物語るご当地グルメとして、福智名物「方城すいとん」が「福智好いとん隊」の活動を中心にPRされ、町内店舗や学校給食のメニュー化を果たしています。

また、福智町は「かもめの水兵さん」「うれしいひなまつり」など数々の名曲を世に残し、日本童謡史に一時代を築いた作曲家・河村光陽の生誕地です。「生誕地の碑」や「協奏の庭」を設置して、その功績を顕彰し、光陽の精神を受け継ぐ「福智町音楽祭」や「童謡まつり in ふくち」を開催しています。



## IV. 変遷

**福** 智町は平成18年3月6日に旧赤池町・旧金田町・旧方城町の3町が合併して誕生しました。町名は町の象徴「福智山」に由来しています。その年、全国広報コンクールで福智町が内閣総理大臣賞を受賞。紙面を飾った皆川ヨ子さん（上野）が、翌年114歳で長寿世界一となり、世界最高齢者としてギネスブックに認定され、福智町初の名誉町民となりました。

給食センターや市場小、赤池中等を建設してきた教育環境では、町任用講師の増員による少人数学級を継続。神崎保育所や第一保育所の建て替え、学童保育の整備等により、子どもたちを育む保育環境も整えられました。また、福智町文化祭や高齢者大学、兄弟都市の沖縄県中城村との国内交流や韓国泗川市との日韓交流、少年のバスやふれあい塾での体験学習など、感性を育む場や活動も継続されています。

特産品開発と連動して地域ブランド化を進めるPRイベント「フクチ・ファインド・フェスティバル」では、福智産素材を贅沢に使った「ふくち☆リッチゼラート」も生み出されました。上野焼の茶陶という特徴と特産品の魅力を融合させた「福智スイーツ大茶会」は、町のメインイベントになるまでに成長。福智町の人口を上回る3万人以上が来場する九州最大規模のスイーツイベントとして展開しています。

平成23年には福智町出身の美のカリスマIKKOさんが観光大使に就任。その後、マスコットキャラクターの「福天」も誕生し、福智の魅力を発信しています。

かつて旧3町が財政再建団体を経験した福智町。その教訓を忘れず、財源確保と地域ブランド化に向けて取り組んでいるのが「ふるさと納税」です。福智ならではの産品を返礼品とし、3年連続で10億円を超える寄附が寄せられ、福智の地名とイメージ、特産品の魅力を全国に発信しています。また取り組みの中で、JAL、TOTO、マクセルをはじめとする企業や団体との連携も深化しています。

地方創生に関する取り組みでは、中学までの医療費無料化、第3子以降の保育料完全無料化、空き家バンク、住宅取得奨励金、空き家解体助成、しごと相談窓口、見守りネットワークなどを実施しています。2017年3月には、赤池支所をリノベーションした福智町図書館・歴史資料館「ふくちのち」が開館し、町の新たな文化・教育の拠点が新設されました。



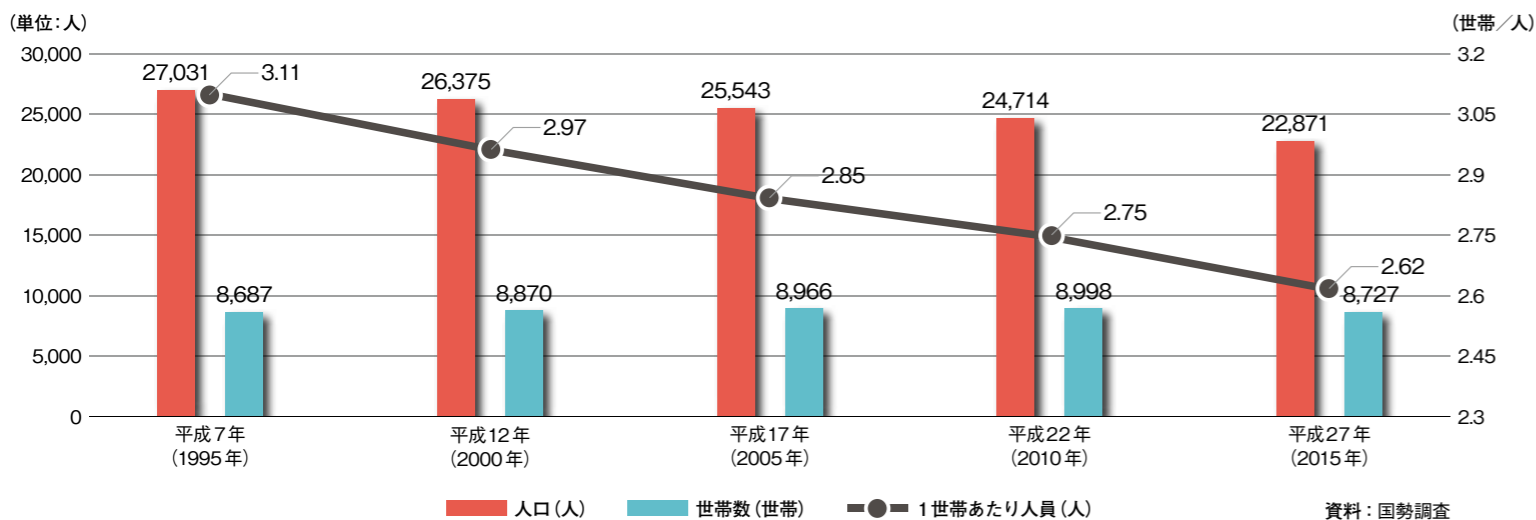
足利尊氏ゆかりの古刹・興国寺



V. 人口

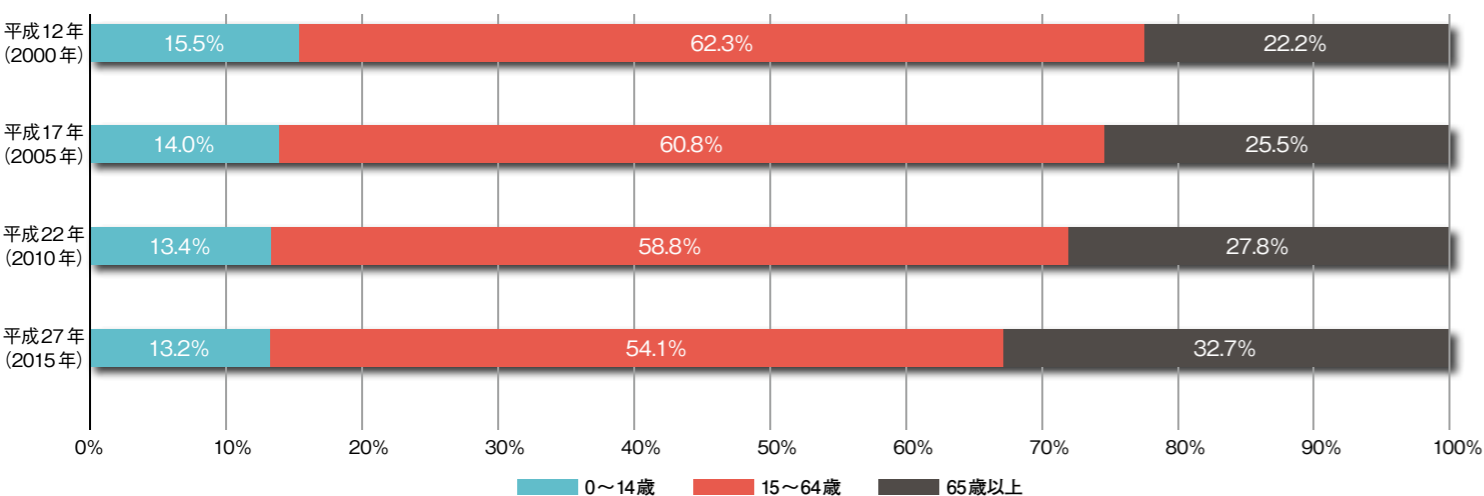
**本** 町の人口は、2015年(平成27年)の国勢調査時点で22,871人、世帯数は8,727世帯となっています。2010年(平成22年)の国勢調査と比較すると、人口、世帯数ともに減少しています。1世帯あたりの世帯人員は2010年(平成22年)の2.75人から2015年(平成27年)には2.62人まで減少しています。

図1 福智町の人口・世帯数・1世帯あたり人員の推移【平成7年(1995年)～平成27年(2015年)】



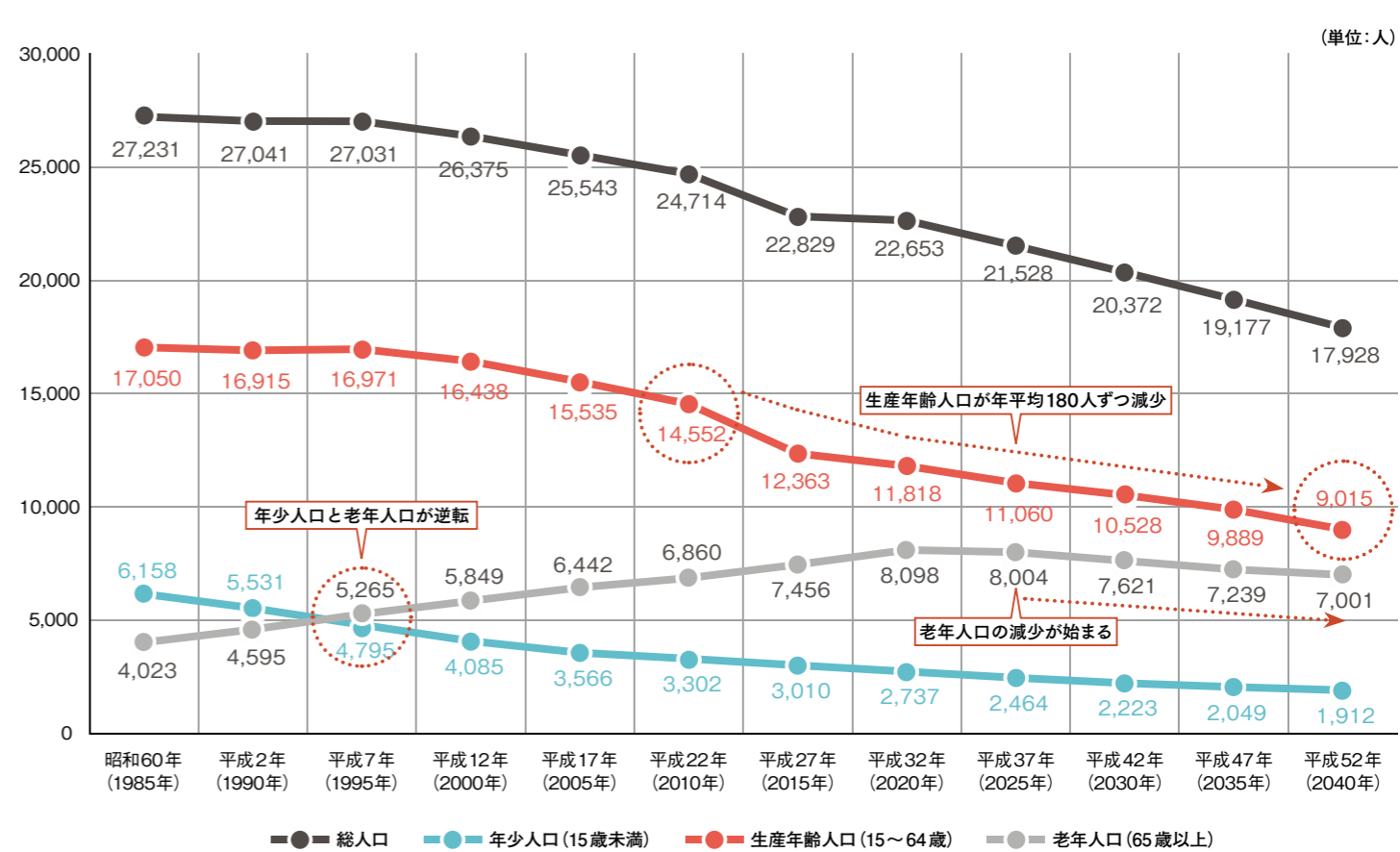
**年** 齢3区分別割合の推移をみると、2000年(平成12年)から2015年(平成27年)にかけて0～14歳と15～64歳の割合は減少していますが、65歳以上の割合は増加しています。このことから、全国でも深刻な問題である少子高齢化が福智町でも進んでいることがわかります。

図3 福智町の年齢3区分別割合の推移【平成12年(2000年)～平成27年(2015年)】



**年** 齢3区分別人口の推移及び将来推計をみると、全体的には減少傾向になっており、65歳以上が1995年(平成7年)から2020年(平成32年)まで上昇傾向にあります。しかし、将来推計では2025年(平成37年)から65歳以上も減少傾向になり、福智町の人口はすべての世代で下降線をたどり、人口の縮小がみられます。

図2 福智町の年齢区分別人口推計【昭和60年(1985年)～平成52年(2040年)】



## 2. まちの現状

## VI. 財政

## ① 取り巻く状況 — 合併特例措置と過疎債発行が終了し大幅な減収見込

本町はこれまで、合併特例措置を活用しつつ、その終了を見据えながら、行財政改革に取り組んできました。財政的視点から各種計画の実効性を高め、各種事業の財源を裏付ける予算編成や予算執行の指針として「福智町中期財政計画」を策定し、推進してきました。これまでの計画的な行政により、借金にあたる地方債残高は減少し、貯金にあたる各種基金の残高は増加傾向で推移しています。合併時平成18年度と比較すると、数字的な財政状況は改善されている状況にあります。

しかしながら、今後の本町を取り巻く状況を勘案すると、厳しい財政運営を求められることが想定されます。

まず、国においては歳出が税収等を上回る財政赤字が続いており、今後、社会保障費の増加や物価上昇等で歳出が大きく膨張すると試算しています。団塊の世代が高齢化し、医療や介護の費用はさらに膨らむ見通しです。国の財政健全化には歳出抑制が不可欠であることから、国からの補助金や交付金等は、多くを望めない状況となっています。

さらに本町では、合併後許されていた合併特例債の発行と普通交付税の合併算定替が平成32年度（激変緩和期間含む）で終了し、併せて過疎対策事業債の発行も同年度限りで終了する予定。平成33年度以降、福智町は完全な通常団体となるため、大幅な減収は避けられない状況です。

## ② 歳入と歳出 — 交付税減額と起債制限が建設事業費に大きく影響

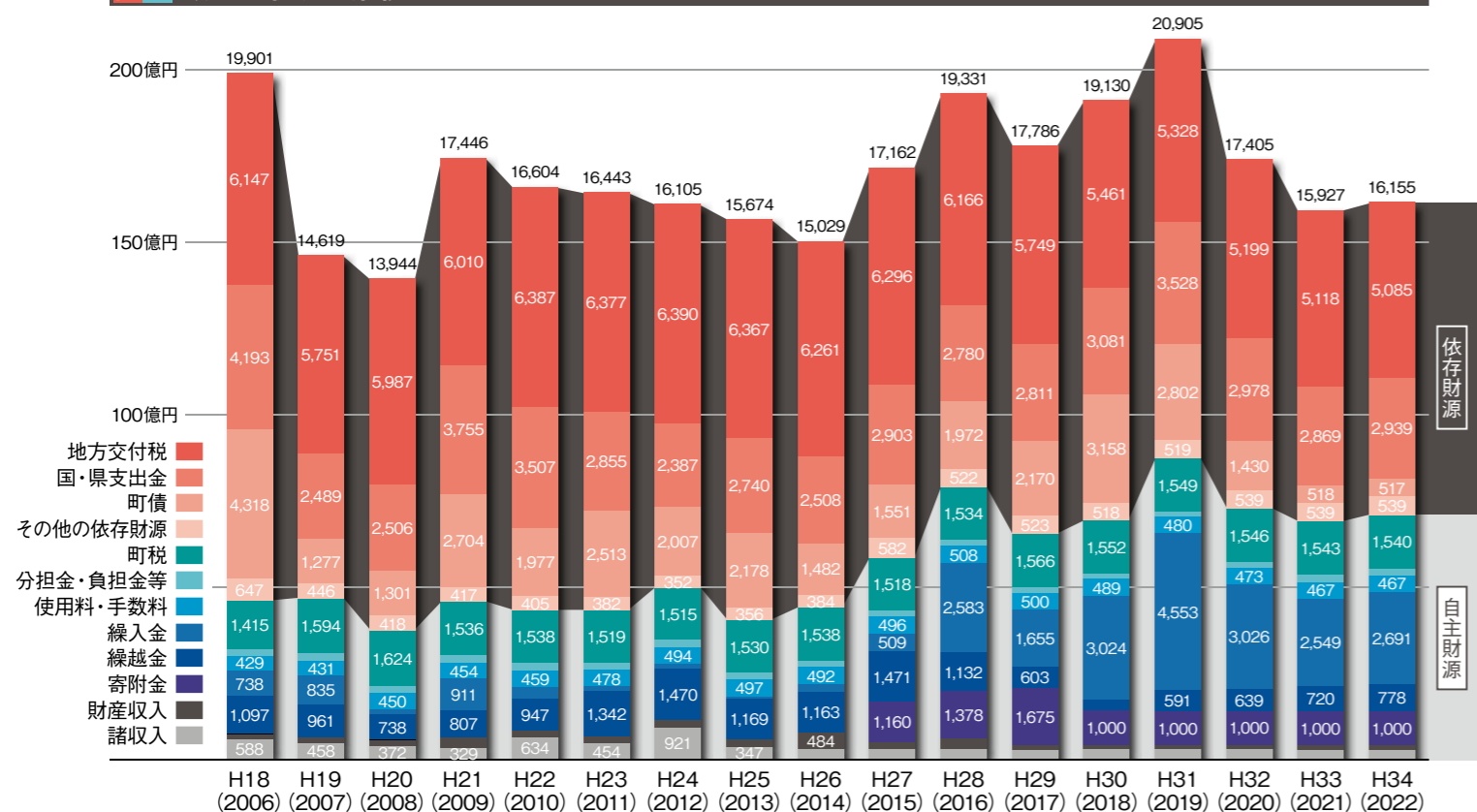
歳入では、自主財源の根幹をなす町税が緩やかに減少しており、国の景気回復等のアベノミクス効果に同調できず、人口も減少傾向にあり、本町の財源総額は減少していくものと推定されます。財産収入では、積極的な町有地の売却や各種基金の債券運用により、合併時からの11年間で約25億円の収入となっています。自主財源全体をみると、平成27年度からは「ふるさと納税寄附金」により3年間で約43億円と飛躍的に増収したため、自主財源比率は30%を超え、さらに平成28年度以降は、寄附金収入に加え、前年度まで基金に積立てた寄附金を各種事業の充当財源として繰入れたため、40%を超える自主財源比率となっています。

歳出の投資的経費である建設事業費は、これまで合併特例事業債や過疎対策事業債および公営住宅建設事業債等を有効に活用し、各事業を実施してきました。補助費等は、広域によるし尿・ゴミ処理施設組合への負担金の増加とふるさと納税寄附者への返礼品経費が増額の要因となっています。特別会計の国民健康保険事業特別会計および町立診療所事業特別会計の赤字を補てんする繰出金は、これまで予想を上回る赤字額の増大に対処してきました。

今後の見通しでは、平成33年度以降の建設事業費が大幅な減額を余儀なくされ、有利な起債もできず、基金を取り崩す等の措置による行財政運営が求められます。

図4 歳入の状況と推移【平成18年(2006)～平成34年(2022)】

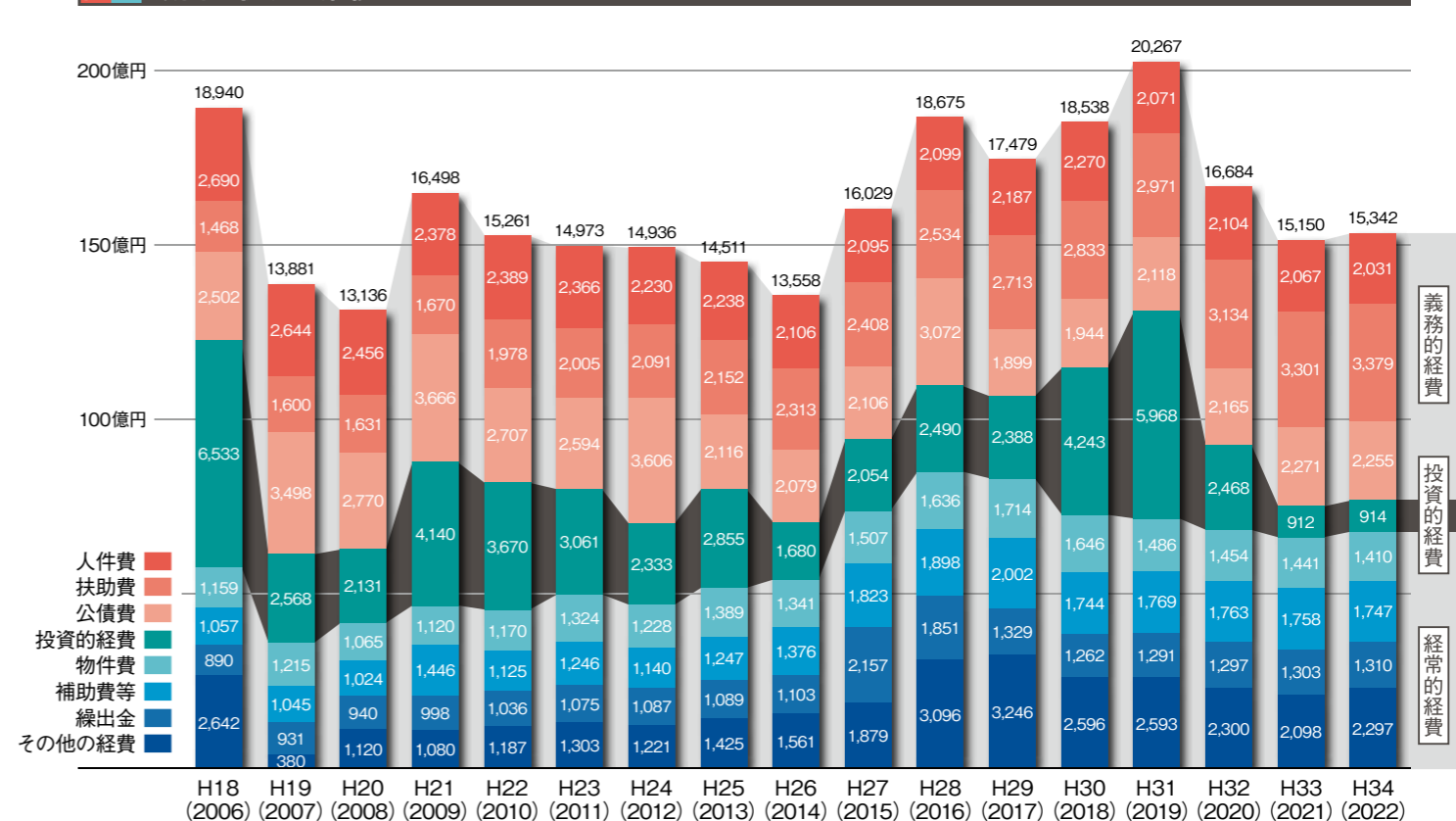
平成29年度以降は見込額(単位:100万円)



- ※ **合併特例措置** ▶ 「合併特例法」に基づき、平成17年度末までに合併した自治体に行なわれる措置。地方交付税が10年間にわたって合併関係市町村が合併しなかった場合と同様に算出される。また、市町村合併により行政全体もスリム化して経費も削減され、十分な予算が様々な事業に生かせるようになる。
- ※ **基金** ▶ 地方公共団体が条例で定め、特定の目的のために財産を維持し、資金を積立て、運用するために設ける資金または財産。
- ※ **合併特例債** ▶ 合併時に策定した「新町建設計画」に基づいて必要とされる事業等の財源として、10年間に限り特別に発行が認められた地方債。事業への充当率は95%で、その元利償還金の70%は普通交付税の基準財政需要額に算入される。
- ※ **合併算定替** ▶ 普通交付税は、基準財政需要額が基準財政収入額を上回った財源不足額について国から配分されるもの。補助金と違って用途の制限がない。通常は合併による経費削減で普通交付税の減少が予想されるが、合併当初は臨時的な経費が必要となり、すぐに削減できない経費もあることから、合併後10年間は、合併しなかった場合に算定される普通交付税が全額保証（合併算定替）される。さらにその後5年間（激変緩和期間）は段階的に普通交付税額が縮減され、収入の激減にみまわれないよう措置される。
- ※ **社会保障費** ▶ 医療・介護の自己負担分以外の給付額や年金の受給額など、国や地方公共団体の社会保障制度で給付される金銭やサービスの年間合計額。

図5 歳出の状況と推移【平成18年(2006)～平成34年(2022)】

平成29年度以降は見込額(単位:100万円)



- ※ **過疎対策事業債** ▶ 「過疎地域自立促進特別措置法」により、過疎地域に指定された市町村が「過疎地域自立促進市町村計画」に基づいて行う事業の財源として特別に発行が認められた地方債。充当率は100%で、元利償還金の70%は普通交付税の基準財政需要額に算入される。
- ※ **自主財源** ▶ 町が自主的に収入できる財源。町税、使用料、手数料、財産収入、寄附金、諸収入など。
- ※ **依存財源** ▶ 国や県から定められた額を交付されたり割り当てられたりする収入。地方交付税、国県支出金、地方譲与税、地方債など。
- ※ **公営住宅建設事業債** ▶ 公営住宅建設事業の財源として発行が認められた地方債。事業への充当率は100%で、家賃収入が償還財源となる。
- ※ **し尿・ゴミ処理施設組合** ▶ 「下田川清掃施設組合」および「田川郡東部環境衛生施設組合」。
- ※ **特別会計** ▶ 一般会計と区分して経理する必要がある場合に設ける会計。特定の事業や特定の歳入を特定の歳出に充てる場合、特定の資金を保有してその運用を行う場合などに限り、条例を定めて設置する。
- ※ **繰入金** ▶ 一般会計と特別会計、または特別会計間で支出される経費。地方公共団体の一般会計から、介護保険事業会計・国民健康保険事業会計・地方公営企業会計などに対して繰り出される負担金など。逆に他の会計から入るお金は「繰入金」という。



## 2. まちの現状

### VI. 財政

#### ③ 基金と町債 — 平成33年度以降の厳しい財政状況を見据えた対応

一般の家庭に例えると貯金にあたる基金は、法律や条例に基づいて設置され、活用できる目的が特定されています。基金別状況では、財源調整の役割を担える「財政調整基金」「減債基金」「公共施設整備基金」は建設事業費に充当してきたため減額しています。一方、その他の特定目的基金では、平成27年度から急伸した「ふるさと納税寄附金」を目的別に積立てたため増額しています。

平成33年度以降、各種の合併特例措置が失効し、非常に厳しい財政状況が待ち構える中、最低限の積立金目標額は達成できている状況となっています。

町債（地方債）は、一般家庭の家計に例えると借金（ローン）にあたるもので、平成29年度末の現在高は、決算見込額で206億円程度の残高が想定されています。ただし、その残高全額が純然たる借金という訳ではなく、その内のおよそ70%に相当する140億円については、後年度普通交付税に算入されて交付されるため、償還に関する本町の純然たる一般財源必要額は60億円程度と推計されます。

今後、地方債残高の縮減を図るために、積極的な繰上償還を実施して財政負担を軽減するとともに、地方債の発行額を計画的に縮小していく必要があります。

#### ④ 今後の見通し — 平成33年度以降は事業縮小を余儀なくされる状況

今後の財政的な見通しでは、各年度で基金を取り崩すことを前提とした予算編成となることが想定されます。現状の行政サービスを維持・向上させるには、相当の財源が必要のため、各事業の予算計上の際には、その財源確保の視点が各部署に要求されます。合併や過疎の優遇措置がなく、平成33年度以降は必然的に事業縮小をせざるを得ない状況です。投資的経費の建設事業費は、大規模事業で一気に危機的状況に追い込まれる危険性もあります。住民ニーズを見極めた事業の選択と集中により、最小の経費で最大の効果を上げるべく、的確な事業実施が求められます。

現在の財政状況は一見好転しているようにも見えますが、大部分は「ふるさと納税寄附金」の増額が要因であり、今後、制度の見直しや自治体間競争から、現状推移の保障は全くありません。さらに、普通交付税は平成33年度より完全なる一本算定となり、現状と比較すると5億円以上の減収が見込まれています。今後の本町を取巻く厳しい状況の中、将来的に持続可能な行政基盤の確立と健全性を確保するため「福智町第3次中期財政計画（平成30～34年度）」を策定し、「第2次福智町総合計画」を財政的視点で補完しながら、財政運営を図っていきます。

図6 町債残高の状況と推移【平成18年(2006)～平成34年(2022)】 平成29年度以降は見込額(単位:100万円)

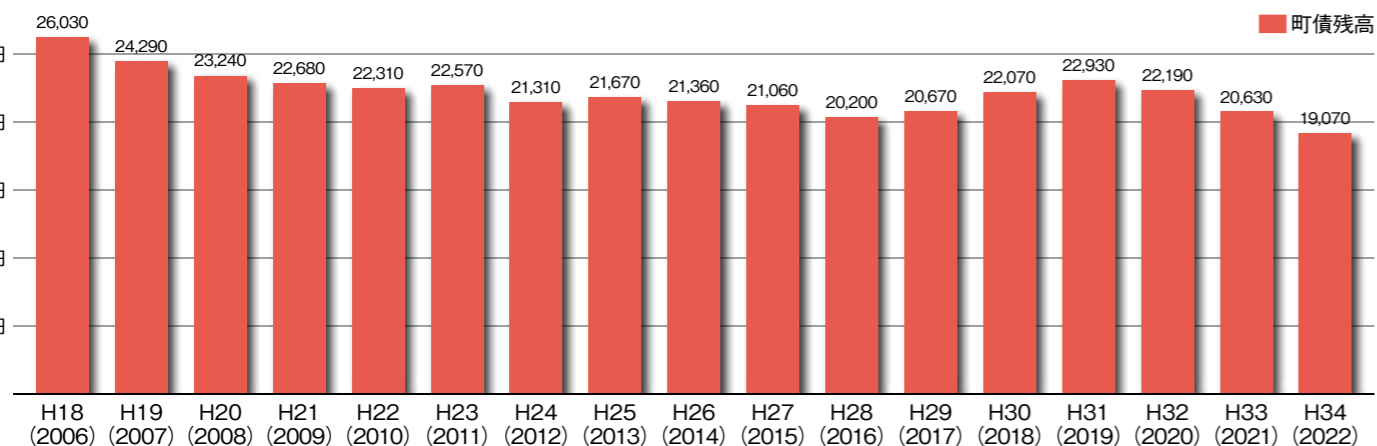


図7 基金残高の状況と推移【平成18年(2006)～平成34年(2022)】 平成29年度以降は見込額(単位:100万円)

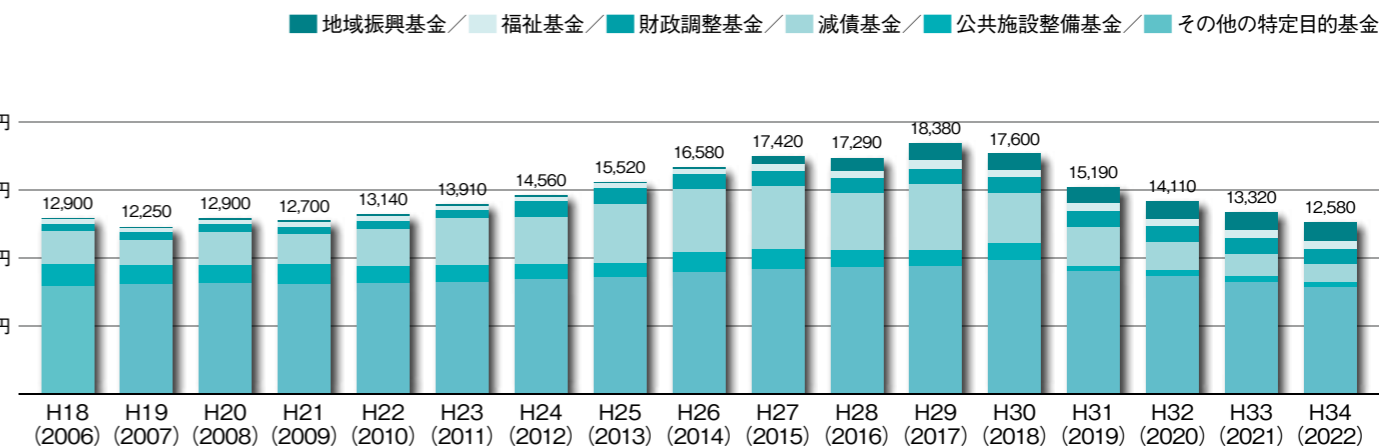


図8 地方債の発行状況と推移【平成18年(2006)～平成34年(2022)】 平成29年度以降は見込額(単位:100万円)

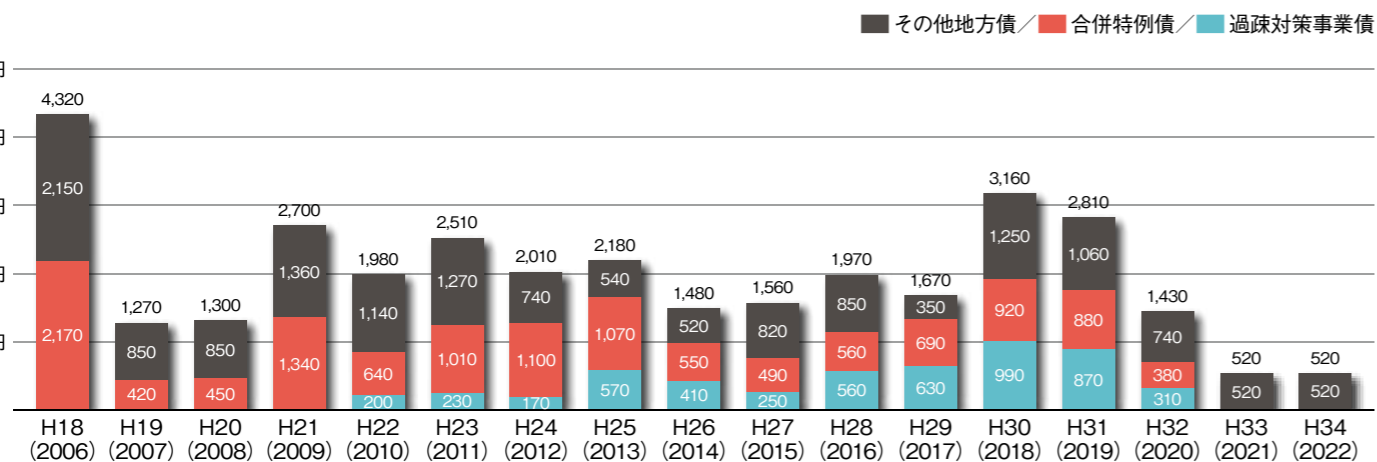
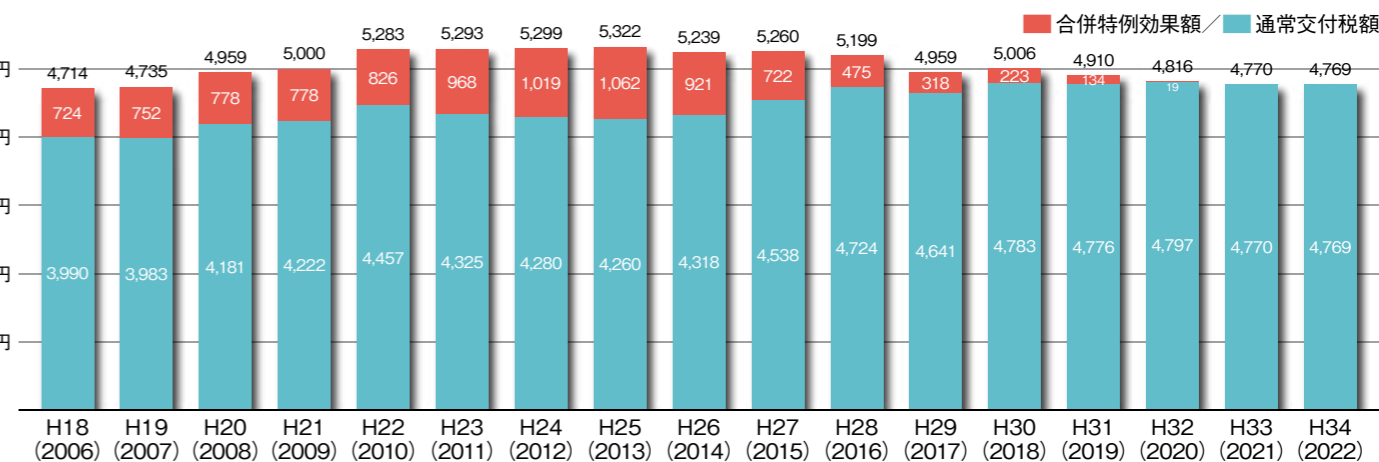


図9 普通交付税の状況と推移【平成18年(2006)～平成34年(2022)】 平成29年度以降は見込額(単位:100万円)



※ 財政調整基金 ▶ 年度間の財源の不均衡を調整するための基金。この基金を取り崩せるのは「①財源不足時の穴埋め」「②災害」「③緊急に実施することが必要となった大規模事業等やむを得ない経費」「④財産取得」「⑤地方債の繰上償還」のいずれかに限られる。  
 ※ 減債基金 ▶ 町債の償還および町債の適正な管理のために必要な財源を確保し、将来にわたる財源の健全な運営のために積立てられた基金。  
 ※ 公共施設整備基金 ▶ 特定目的基金の一種で、本町が行う公共施設等の整備または維持補修費の財源に充てるための基金。  
 ※ その他の特定目的基金 ▶ 平成29年度末現在で、本町には「振興基金」「かんがい施設(旧三町)維持管理基金」など17種類(公共施設整備基金を除く)の特定目的基金がある。

※ 経常的経費 ▶ 人件費、物件費、維持補修費、扶助費、補助費および公債費を経常的経費といい、年々持続して固定的に支出される経費を指す。  
 ※ 義務的経費 ▶ 経常的経費のうち人件費、扶助費、交際費の3つの経費。支出が義務付けられ、任意に節減できない経費。  
 ※ 投資的経費 ▶ その支出の効果が資本形成に向けられ、施設等がストックとして将来に残るものに支出される経費。  
 ※ 一本算定 ▶ 合併特例により、地方交付税が合併関係市町村が合併しなかった場合と同様に算出(合併算定替)されるが、段階的に減額される激変緩和期間を経て、合併から最長15年を過ぎると、一つの団体として計算(一本算定)した額になる。



## 3. まちの情勢と課題

## I. 福智町を取り巻く社会情勢

## ① 人口減少・少子高齢社会の進行

**我**が国では2008年(平成20年)をピークに人口減少の一途をたどり、2060年(平成72年)には約8,700万人まで減少すると推計されています。また、少子高齢化に伴い、今後の社会保障費の増加や地

域経済の縮小等、社会生活において様々な影響が生じることが予測されます。2025年(平成37年)にはいわゆる「団塊の世代」が後期高齢者となり、要介護者や認知症の人が大幅に増加することも想定する必要があります。

## ② 高度情報化社会の進展

**イ**ンターネットやスマートフォン、SNSの普及、ロボット化の進展、ビッグデータや人工知能の活用等、情報通信技術の進展は、産業の活性化や企業におけるビジネスモデルの構築、個人のライフスタイルの多様化等により、

社会全体に大きな変化を与えています。こうした情報通信技術の発達は、医療、福祉、産業、教育等各分野における活用が期待されており、私たちの生活を大きく変革する可能性を秘めています。

## ③ 自然災害への危機感と安全・安心への高まり

**甚**大な被害を及ぼした平成23年の東日本大震災、平成28年の熊本地震など大震災があとを絶ちません。さらに、近年局地的な集中豪雨も発生しており、平成29年7月の九州北部豪雨では福智町も被害が発生しました。

生活の場面においては、食品偽装や異物混入等、食の安全にかかる問題、飲酒運転等の交通事故、子どもや高齢者をねらった悪質な犯罪等も発生しており、地域における暮らしの安全・安心が求められています。

## ④ 環境問題への意識の高まり

**地**球温暖化や資源の枯渇、生物多様性の減少等、地球規模での自然環境課題は依然として山積し、我が国でも省資源・省エネルギー型ライフスタイルへと消費者の意識が転換し、環境問題への意識が高まっています。

また、東日本大震災による福島第一原子力発電所の事故を受けて、省エネルギーの促進や再生可能エネルギーの利活用等、環境への負荷が少ない持続可能な社会づくりが求められています。

## ⑤ 経済のグローバル化と産業構造の変化

**我**が国では産業構造も変化し、第1次産業と第2次産業の割合が低下する一方で、第3次産業の割合が高くなっており、関連事業の融合による6次産業化といった新たな業態が創出されています。経済では、FTA(自由貿易協定)の締結やTPP(環太平洋パートナーシップ協定)

の対応等を背景に、グローバル化による市場の拡大が進んでいるとともに、国際間・地域間競争が激しくなっています。観光分野では、外国人観光客の受け入れを2020年(平成32年)に4,000万人という目標を国が掲げるなど、経済のグローバル化への対策・対応が各分野で進められています。



県指定天然記念物、岩屋権現の大杉

※ 団塊の世代▶昭和22～24年(1947～1949)ごろの第1次ベビーブーム時代に生まれた世代。

※ スマートフォン▶音声通話以外に、インターネット接続などができる高機能携帯電話。

※ SNS▶ソーシャル・ネットワーク・サービスの略語で、人と人とのつながりを促進・サポートするコミュニティ型の会員制サービスやサービスを提供するウェブサイトのこと。

※ ビッグデータ▶情報通信技術(ICT)の進歩によってインターネット上で収集、分析できるようになった膨大なデータ。

※ 人工知能▶コンピューターで、記憶・推論・判断・学習など、人間の知的機能を代行できるようにモデル化されたソフトウェア・システム。

※ 第1次産業▶農業・牧畜業・水産業・林業・狩猟業などの産業。

※ 第2次産業▶製造業・鉱業・建設業・ガス電気事業などの産業。

※ 第3次産業▶商業・運輸通信業・金融業・公務、その他のサービス業などの産業。

※ 6次産業化▶農林水産業者が生産(1次)、加工(2次)、販売(3次)まで一体的に取り組んだり、2次、3次業者と連携して新商品やサービスを生み出すこと。

※ FTA▶自由貿易協定(Free Trade Agreement)の略称。特定国の間でモノの関税・貿易制限措置並びにサービス貿易の障壁をなくして、市場を統合し、経済成長を高めることをめざす協定。

※ TPP▶関税を取り払ったり、貿易や投資のルールをそろえたりすることで、ヒト・モノ・カネが国境を越えて活発に動く「経済圏」をつくる試み。環太平洋パートナーシップ協定(Trans-Pacific Partnership)の略。

※ グローバル化▶国家などの境界を越えて広がり、一体化していくこと。

## ⑥ 地方分権社会の進展

**全**国一律の中央集権的な仕組みから地方分権が進められている地方自治体の行政運営。今後もこれまでに、まちの個性や特徴を生かした人づくり・地域づくり

や自主性が発揮された行政運営ができる体制づくりが求められており、地方自治体の役割はますます大きなものとなっています。



## II. 福智町の課題



雪化粧した福智山

## ① 少子高齢社会に対応した保健・医療・福祉環境の充実

**福** 智町における人口比率は、2015年（平成27年）国勢調査において、老年人口は、32.6%となり、年少人口は13.2%まで落ち込み、慢性的な少子高齢化が進んでいます。子どもを産み育てやすい総合的な子育て支援、仕事と育児・介護の両立支援等の環境を整えるとともに、高

齢者や障がい者がいつまでも自分らしく生活できる支援や健康づくり、生きがいを地域が主体となって推進する体制が必要とされています。低下しつつある家庭での保育・教育力や介護力を、地域による支え合いや助け合いの力で補っていかねばなりません。

## ② 地域住民と地域力で創る未来の福智

**地** 域住民同士のつながりが希薄になり、地域コミュニティの存続も危ぶまれている中で、福智町では、住民の自主的な活動への支援など、住民と行政との協働によるまちづくりを展開してきましたが、すべての住民に浸透しているとはいえません。このような状況に対応していくには、

住民のみなさんと行政がそれぞれの役割と責任について理解を深め、ともに目指すべき未来の姿を共有していくことが必要です。町政に関する情報を積極的に公開し、共有するとともに、住民のみなさんが活動しやすい地域環境をつくるなど、住民協働体制の整備を推進する必要があります。

## ③ 次代を担う人材育成と教育環境の充実

**福** 智町では、郷土に誇りと愛着を持って次代を担う子どもたちを健やかに育てるため、学校教育を重視してきました。しかしながら、全国平均より低い学力水準で推移してきた地域的課題を依然として抱えており、子どもたちの将来性を高めるためにも、有効な手立てを講じる必要

があります。一方で、家庭環境の複雑化や多様化、貧困の格差が顕著化し、少子化による児童・生徒数の減少が進むなどの状況から、これまで以上に家庭、地域、学校、行政が連携し、一体となった教育環境づくりを推進していかなければなりません。

## ④ 農地荒廃対策と産業振興

**福** 智町の農林業は、従事者の高齢化や後継者不足が目立ち、鳥獣被害も大きな問題となっており、有効な農地の荒廃対策を講じる必要があります。後継者の確保・育成を継続的に行いながら、福智町ならではの農作物の栽培支援など、持続可能な産業としての確立が課題です。

商工業は、経営者の高齢化や跡継ぎ不足に加え、起業、創業者不足による空き店舗増加等の課題を抱えており、企業の労働力を確保する環境づくりも求められています。特産品開発や6次産業化、地産地消の推進による地場産業全般の活性化も重要なテーマの一つとなっています。

## ⑤ 福智らしさを活かした地域ブランド化

**福** 智町は「上野焼の里」「童謡のまち」といった他に誇れる魅力的な一面を持っています。地域ブランド化による観光振興や定住促進、地域活性化につなげるには、福智山、上野焼、農産物、福智ブランドの食などの地域資源のさらなる面的な活用が必要です。経済効果を高める来

訪者の滞在時間の増加のため、魅力ある飲食店や店舗の誘致・起業につながる取り組みが求められます。また、来訪回数を増やすための通年の観光資源化の進展や福智町が持つ個性と魅力を「福智らしさ」として、戦略的に広く周知することが必要です。

## ⑥ 安全・安心な暮らしを守るまちづくり

**集** 中豪雨などの自然災害の発生が予測困難な中、地震の面でも福智山断層帯が町内を走っており、危機管理対策が重要となっています。過去の被災の教訓を生かし、迅速かつ的確に対応できる体制構築には、住民のみなさんの防災意識の高揚や日頃からの防災活動が大切です。

また、住民同士の連帯感が希薄となり、地域社会が伝統的に有していた防犯機能が低下しつつある中、子どもや高齢者を狙った犯罪が増加する傾向です。地域住民がお互いに連携し、見守り、支え合うことにより、事故や犯罪のない安全・安心な暮らしを守るまちづくりを推進することが必要です。



## II. 福智町の課題


 MASTER PLAN  
**基本構想**


菜の花の河川敷と平成筑豊鉄道「なのはな号」

## ⑦ 快適で住みよい住環境対策

**道** 路や上下水道、住宅、公共交通などの整備は、住民の快適な暮らしを確保することを念頭に置きながら、計画的に実施しなければなりません。また、快適な住環境の整備に向けては、災害に強いだけでなく、高齢者や

障がい者にもやさしいまちづくりが望まれています。さらに、高齢者等の増加に伴い、公共交通機関を必要とする人の増加も予想され、買い物や通院等の困難を解消するための一層の環境の充実や連携を図らなければなりません。

## ⑧ 自然環境との共生・保全

**福** 智町は北九州国定公園となっている福智山一帯をはじめ、彦山川水系が流れる豊かな自然に囲まれており、次世代に引き継いでいくべき貴重な財産が残されています。このかけがえのない自然資源を守り、育み、活用することは、将来に向けた大きなテーマとなっています。

同時に、温暖化など地球規模での環境問題の深刻化により、住民のみなさんの環境に対する関心の高まりを醸成する必要があります。町民、事業者、行政がともに協力し、低炭素社会や循環型社会の実現、生物多様性の保全に向けた取り組みを推進していく必要があります。

## ⑨ 自立した自治体経営の推進

**厳** しい財政状況であっても、町政にはさらなる施策の充実や課題対策を実施しながら、住民サービスの質の向上を目指す責務があります。財政規模の減少が見込まれるなか、住民ニーズに的確かつ迅速に対応するためには、効率的・効果的な事業展開を実施しなければなりません。

そのうえで、職員の意識改革、目標、目的の共通認識、横断的な連携などの組織改革が求められます。自主財源を確保しつつ、最小の経費で最大の効果が得られるよう、選択と集中による事業全体の見直しを行い、自治体経営の健全運営に努める必要があります。



上野峡の白糸の滝





## I. めざすまちの姿

**人** 人口減少社会の到来、少子高齢化の加速化、地域経済の縮小、安心安全の確保、公共施設等の老朽化、住民ニーズの一層の多様化や高度化など、地方自治体を取り巻く環境は大きく変化し、各課題が顕在化しています。私たちには、これらの課題に果敢に挑戦し、長所や魅力を磨き上げ、この福智を次世代へと確実に引き継ぐ使命と責務があります。

いま、私たちが直面するのは「将来にわたる持続可能なまちづくり」という大きなテーマです。

**地** 方分権による地域的特色を生かした差別化や人口減少などを背景に、将来へと生き残っていくための自治体間競争が激化しています。

「持続可能なまちづくり」のためには、活力を創出する「人」を守り育てるに加え、各年代層がいきいきと暮らし、「住みたい」「住み続けたい」と感じられる懐の深いまちづくりの実現を目指す必要があります。

一方、限られた資源や財源を計画的かつ有効に活用することが、一段と重要になっています。

**ま** ちづくりの原点は、そこに暮らす「人」、そして「地域」です。

私たちが心豊かな暮らしを送るためには、生活の基盤となる身近な地域が主体となり、安心して暮らせる住みやすいまちづくりを進めることが求められます。

「地域づくり」なくして「まちづくり」は語れません。

「町があってそこに人がいる」のではなく「人がいるから町がある」という視点と意識を共有しながら、今まで以上に「人」と「地域」に目を向け、地域力で支え合えるまちづくりを推進します。

- ➔ の地域再生をはじめ、町の未来そのものである子どもたちへの教育。
- ↳ 老後の安心を支える認知症サポート。成長産業への押し上げを推進する農業振興。さらなる地域ブランド化など、あらゆる施策を駆使し、めざす町の姿の実現に向けた取り組みを総合的に進めていきます。

## II. まちづくりの基本理念

先を見据え、希望を持って、前へと進んでいく——。  
私たち一人ひとりが生きていく上で、  
また、まちづくりを進めていく上で不可欠なことです。

前向きにチャレンジを続けていくためには「夢が持てる心の豊かさ」が必要です。  
そして、人の心が動けば、行動へと結びついていきます。

生きがいや幸福を感じたときにもたらされる「心のときめき」は、  
人と町との無限の可能性や創造性、発展へとつながっています。

**心豊かに、誰もが夢を描ける町へ——**

**Be a dreamer.**

**ときめくまち、福智町。**

福智町は、この基本理念を掲げ、  
将来にわたる持続可能なまちづくりを目指します。



## Ⅲ. 分野別施策の基本方針

### 第1章 支え合いと絆で共に築く、地域力の高いまちづくり

**直** 面する地域課題を解決するためには、行政だけでなく、住民のみなさんや地域が主体となって関わっていくことが必要です。いま求められている、住民のみなさんと地域の主体的な参加と連帯、信頼と絆で共に支え合う「地域力の高い福智町」を目指します。協働や地域コミュニティの再構築を政策展開の基本方針とし、多様な主体が連

携して身近な課題を解決しながら、地域の価値を高めていく「地域力」の育成・向上を目指す取り組みを進めます。防災や防犯、福祉、まちづくりなど、分野ごとに進められがちであった施策について地域のみなさんと情報を共有し、総合的に施策を推進することにより、「地域力」の育成・向上を図ります。

### 第2章 たくましく未来を拓き、時代を担う人づくり

**ま** ちづくりの中心は「人」であり「人づくり」が町の将来につながっています。そのためにも次世代を担う人材を育み続けることが重要です。まちの未来を担う子どもたちが生き生きと育つことや、住民のみなさんが生涯学習やスポーツ、文化的な活動などに生きがいをもって取り組むことは、活力あるまちの要素です。

福智の未来そのものである子どもたちが、生きる力や可能性を高める教育環境を整備推進するとともに、郷土の文化や歴史、自然とのふれあいや体験学習を通じた郷土愛を醸成します。また、生涯にわたって心豊かに暮らすことができるよう、生涯学習や生涯スポーツ、文化芸術活動、文化財保護などの環境整備を推進します。

### 第3章 にぎわいと活力のある、個性と魅力あふれるまちづくり

**福** 智町ならではの個性や魅力を生かした地域ブランド化は、PR効果や経済効果、交流人口の増加など、幅広い効果をもたらします。地域的な課題解決と展開を図るため、農産物のブランド化と農地荒廃対策を連動させることにより、農林業を核としたまちづくりを目指します。近年、絶大な効果を上げている「ふるさと納税」による増収

および経済活性化並びにタウンプロモーションと連携し、特産品開発とシンボルイベントを展開することで、さらなる相乗効果の拡大へとつなげていきます。また、地域資源を生かした地域経済の活性化や観光振興により、交流人口および関係人口\*の増加を図り、にぎわいと活力のあるまちづくりを進めます。

### 第4章 住みたい、住み続けたいまちづくり

**安** 心して子どもを産み育てられる環境づくりや快適に生活していくための環境づくりを推進する人口減少抑制策は、福智町が将来にわたって持続可能な町となるために欠かせない施策です。子育て世代をはじめとするあらゆる世代が「住みたい」「住み続けたい」と思えるまちづくりを実現させるためには、二

ズに応える施策を整備し、サービスの向上を図り、快適に暮らすために求められる「仕事」「住まい」「暮らし」の充実を目指した施策展開を図る必要があります。限られた財源の中、実効の高い施策を優先しながら、多様な課題の解決につながる取り組みを検討していかなければなりません。



金田稲荷神社の奉納獅子楽

### 第5章 誰もがいつまでも健やかに暮らせるまちづくり

**誰** もが住み慣れた地域の中で、心身ともに健康で充実した生活を送ることができる地域社会の実現は、今後さらに重要になるテーマです。団塊の世代が高齢期を迎えた今、地域包括ケアシステムの深化と推進が求められています。そのため、認知症対策の強化や高齢者が生涯にわたって安

心して暮らせる地域づくり、障がいのある人が安心して暮らせるサポートの充実など、互いに支え合う福祉環境づくりを推進します。また、生涯にわたる切れ目のない健康づくりの支援や地域医療の充実と連携した保健医療を推進し、ニーズの多様化と高度化への対応を目指します。

### 第6章 まちづくりを力強く推進する町政基盤づくり

**町** 政の責務であり、目指すまちの姿である「将来にわたる持続可能なまちづくり」を実現させるためには、集中と選択による効率的な行財政運営とコンパクトでメリハリの効いたまちづくりが求められます。町政や各事業の目標・目的の共有はもとより、職員の資質とホスピタリティの向上、困難な課題にも既成概念にとら

われない柔軟な発想で果敢に挑む姿勢の共有が必要です。時代の変化に対応できる組織体制の構築やトップレベルの広報と情報提供、町民ニーズを捉えた満足度の高い行政サービスの提供を目指し、持続可能な町政基盤づくりを推進します。



## 5. 体系図

基本理念	基本目標	主要政策	主要施策
心豊かに、誰もが夢を描ける町へ—— Be a dreamer. と き め く ま ち、福智町。	第1章 支え合いと絆で共に築く、 地域力の高いまちづくり	1. 人が輝く地域づくり	(1) 住民主体の地域づくりとコミュニティ活動の活性化支援 (2) 人権が尊重される地域づくり (3) 女性が輝く地域社会の実現
		2. 支え合いの地域づくり	(1) 支え合い見守る地域づくり (2) 企業や事業所と連携した地域サポートの推進
		3. 安心安全な地域づくり	(1) 地域防災力と地域防犯力の向上 (2) 交通安全対策の推進 (3) 安全で安心な消費生活サポートの推進
		第2章 たくましく未来を拓き、 時代を担う人づくり	1. 次代の担い手が生き生きと学ぶ教育の推進
		2. 郷土の文化や歴史、自然を活かしたまちづくり	(1) 文化財の保護と活用 (2) 町民の誇りとなる文化芸術の振興 (3) 伝統工芸や歴史・文化の継承と活用
		3. 学びや生きがいを育むまちづくり	(1) 図書館・歴史資料館におけるふるさとの魅力を伝える活動の推進 (2) 町民の生涯学習の支援 (3) 町民の生涯スポーツの支援
第3章 にぎわいと活力のある、 個性と魅力あふれるまちづくり		1. “農”の力を伸ばすまちづくり	(1) 農林業を核とした魅力づくりと地域活性化 (2) 農地荒廃対策の推進 (3) 農産物のブランド化と需要の拡大
	2. “ならではの”個性が光る地域ブランド化	(1) ふるさと納税によるタウンプロモーションと財源活用の強化 (2) 特産品開発と展開の推進 (3) シンボルイベントの推進	
	3. 資源を磨き上げ、おもてなしの心あふれる観光のまちづくり	(1) 観光のまちづくりの基盤整備 (2) 文化や自然を活かした観光資源の磨き上げ (3) 観光を通じたイメージの向上と定着の推進	
	第4章 住みたい、 住み続けたいまちづくり	1. この町で生きることを応援する移住定住サポート	(1) 創業および事業拡大の支援 (2) しごと相談窓口の推進 (3) 空き家バンクの推進 (4) 定住支援助成事業の推進 (5) 適正管理における良質な住宅供給の推進
	2. 安心して子どもを産み育てられる子育て支援	(1) 子育て環境や制度などの支援の充実 (2) 要保護等児童への支援の充実	
	3. 快適な生活環境づくり	(1) 快適なまちづくりと美しい地域づくりの推進 (2) ごみ処理の効率化と循環型社会の推進 (3) 安全で安心な水の安定供給 (4) 環境負荷低減の推進 (5) 道路交通網の整備促進	
	第5章 誰もがいつまでも 健やかに暮らせるまちづくり	1. 互いに支え合う福祉の推進	(1) 高齢者が生涯にわたって安心して暮らせる環境づくり (2) 認知症対策の強化推進 (3) 障がいのある人が安心して暮らせるサポートの充実
	2. 生涯を通じて健康に暮らせる保健医療の推進	(1) 生涯にわたる切れ目のない健康づくりの支援 (2) 地域医療の推進と充実	
	第6章 まちづくりを力強く推進する 町政基盤づくり	1. 町民ニーズを捉えた満足度の高い行政サービスの提供	(1) 町政や各事業の目的と取り組み姿勢の共有 (2) 時代に即応する職員資質の向上と組織体制の構築 (3) トップレベルの広報と情報提供
	2. 効率的で持続可能な行財政運営	(1) 集中と選択による事業実施と効率化	